

令和6年度

学校教育の重点

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を創造する子ども」

一人一人の子どもを徹底的に大切にする京都市の教育

「まちづくりは人づくりから」。これはまちの発展を教育の力に託した京都の町衆の志です。今から約150年前、明治維新による都市衰退の危機の中、子どものいるいないにかかわらず、全ての世帯が「竈金（かまどきん）」と呼ばれる私財を出し合い、日本初となる地域の子どもたちが学ぶことのできる小学校（番組小学校）を創設しました。以来、京都の人たちは、この志を受け継ぎ、子どもを社会全体で温かく包み、育んできました。

こうした先人たちの伝統と進取の気風で培われた京都ならではの「はぐくみ文化」の下、「誰一人取り残さない」という確固たる信念と、未来社会の創り手となる子どもを育むという崇高な使命を担うことへの誇りを持ち、市民ぐるみ・地域ぐるみで「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育を共に進めていきましょう。

本冊子は、本市学校教育の年度ごとの指針とその重点取組を定めるものです。
本内容を土台としながら、各校園において創意工夫あふれる取組を進めてください。

京都市教育委員会



京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を創造する子ども」

3つの姿

1

広い視野と
豊かな感性を持ち、
よりよい人生や社会を
創造できる

2

様々な学びを生かし、
社会的・職業的自立を
果たすことができる

3

多様な他者と共に生き、
学び合い、
人権文化の担い手と
なることができる

令和6年度 重視する視点

子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、
学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める

幼稚園

- 1 子どもが主体的に遊ぶ姿を重視する
- 2 小学校期の学びにつなぐ資質・能力を一体的に育む
- 3 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性(折り合う心)を育む保育を推進する

小・中・小中学校(義務教育学校)

- 1 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める
- 2 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る
- 3 自他を大切にし、「公共の精神」に基づく態度を育む

全教職員で進める

学校園づくり5つの柱



「生きる力」を育む15の取組

『いのち』

～子どもの命を守りきる～

『よりそい』

～多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進める～

『つとめ』

～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める～

『ひろがり』

～カリキュラム・マネジメントの視点をもって
社会に開かれた教育課程を実現する～

『つながり』

～校種間連携・接続により子どもを支える～

- 1 「生きる力」を育む学びに向けた視点
- 2 基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語活動の充実
- 3 探究活動と体験活動の充実
- 4 グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成
- 5 LD等支援の必要な子どもの学力向上
- 6 道徳教育の充実
- 7 伝統文化・芸術や自然体験等を通じ豊かな感性・情操を育む教育の充実
- 8 発達支持的生徒指導の推進と規範意識の育成
- 9 多様性を理解する姿勢の涵養
- 10 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり
- 11 運動やスポーツの実践と体力の向上
- 12 保健教育の充実
- 13 飲酒・喫煙・薬物に関する指導
- 14 安全教育の充実
- 15 食に関する指導の推進

「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を

高等学校

- 1 一人一人の生徒を主語にする学校教育を推進するために、「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」を踏まえ、各校の特色・魅力を生かした教育活動を充実させる
- 2 新学習指導要領の趣旨の実現に向け、教育活動全体を通じて自立した学習者を育む
- 3 生徒一人一人のキャリア発達を支援する視点から、個に応じた支援・指導に取り組む

総合支援学校

- 1 子どもを「できる存在」として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む
- 2 地域社会と協働して、社会に生きる子どもを育む
- 3 自立と社会参加の実現に向けた生活態度や規範意識を育む

目次

第1章 目指す子ども像と3つの姿.....	1
第2章 全教職員で進める学校園づくり 5つの柱.....	2
■『いのち』～子どもの命を守りきる～.....	2
■『よりそい』～多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進める～.....	3
■『つとめ』～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める～.....	4
■『ひろがり』～カリキュラム・マネジメントの視点をもって社会に開かれた教育課程を実現する～.....	5
■『つながり』～校種間連携・接続により子どもを支える～.....	6
第3章 令和6年度 重視する視点.....	8
■幼稚園.....	9
■小・中・小中学校(義務教育学校).....	10
■高等学校.....	11
■総合支援学校.....	12
第4章 「生きる力」を育む15の取組	
～自ら学び、考え、可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となる力の育成に向けて～.....	13
■知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)を一体的に育むための取組.....	14
参考資料	
■関連資料等一覧.....	20
■今後の教育界の動き.....	23

第1章 目指す子ども像と3つの姿

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」

学校・幼稚園等で学ぶ子どもたちは、先人の叡智と営みを礎に、豊かな人生を切り拓き、持続可能でよりよい社会を創造していく主人公である。そうした子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、豊かな人間関係を築きながら自分らしい生き方を探究し、様々な社会的変化を乗り越えていくための基盤・土台となる「生きる力」を育み、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に満たされた状態）を実現できるよう取り組んでいくことが教育の重要な使命である。

こうした教育という崇高な使命を担う私たちは、番組小学校創設の志と蓄積された実践を誇りに、今を見つめなおすとともに、未来を見据え、いかなる局面においてもSDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」ことを常に意識し、市民ぐるみ・地域ぐるみで「一人一人の子どもを徹底的に大切に」教育を一層推進していく必要がある。

京都市の目指す子ども像 3つの姿

1. 広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生や社会を創造できる

本市は、「歴史都市」「国際都市」「環境先進都市」「ものづくり都市」「大学のまち」等、多様性に溢れた都市格を有するとともに、SDGsを都市経営の柱に据え、脱炭素など環境と調和した持続可能な都市文明の構築、そして広く世界と交わることによって優れた文化を創造し続ける「世界文化自由都市」であることを目指している。さらに、文化庁の京都への移転を契機に、自然と共生する美意識や価値観、家庭や地域等での人と人との絆など、今も暮らしの中に息づく精神性や行動様式への理解を深め、その発信とともに、「世界の文化首都」として文化の継承・発展の担い手の育成を目指す取組のより一層の充実が求められている。

こうした状況の下、長年にわたり育まれてきた市民力、地域力、文化力を生かした伝統文化教育や環境教育、食育、住育、自然体験活動等を通じ、広い視野を持ち豊かな感性を働かせながら、自分らしい生き方を探究し、持続可能でよりよい社会を多様な他者と協働して創造する子どもを育成する。

2. 様々な学びを生かし、社会的・職業的自立を果たすことができる

子どもたちの社会的・職業的自立に向けては、様々な社会参画の機会を通じて、社会に貢献する意義とやりがいを実感させるとともに、社会を形成する主体としての自覚や責任を育み、多様な可能性を発揮しながら、よりよい人生や社会を創造していく担い手となるための自己成長を促すことが大切である。

そのために、本市ならではの教育活動全体での系統的な「生き方探究（キャリア）教育」の実践を通じて、生きて働く「知識・技能」や「人とともに社会を生きる力」「自分を知り、律する力」「課題を見付け、解決する力」「夢や希望をつくりあげる力」「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する力」を一体的に培い、社会や家庭の中で自分の役割を果たしながら、生涯にわたり学び続け、自分らしい生き方を探究する子どもを育成する。

3. 多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となることができる

「世界人権宣言」や「誰一人取り残さない」というSDGsの理念等も踏まえ、多様な価値観を互いに尊重し、共に助け合う態度を育てるため、人権が尊重される風土を全ての学校で意図的に創り出すとともに、あらゆる教育活動において、対話を通じて子どもが共に「学び合う」ことを人権教育の基盤とすることが大切である。

その基盤が構築されてこそ、学校という集団社会で、子どもは、心の底から湧く正義感や公正さを重んじる心を持ち、自尊感情を高め、互いを尊重することの大切さを学ぶことができる。この不断の積み重ねにより、自己実現を可能にする力を備え、人権という普遍的文化の担い手となる子どもを育成する。

第2章 全教職員で進める学校園づくり 5つの柱

『いのち』～子どもの命を守りきる～

- ① 子どもが自らの命を断つこと、また、学校事故等により子どもの命が失われることは絶対にあってはならない。子どもを教え育むという崇高な職務に携わる教育者としての誇りを持ち、子どもの命を守りきる使命を深く自覚するとともに、人権尊重の理念を十分認識し、「命、すなわち心と体を大切に子どもを育成できているか」、「子どもの内面から発せられる様々な表情や声に目を向け耳を傾けられているか」という原点に全教職員が常に立ち返る。そして、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、家庭・地域等と連携しながら、子どもの命を守りきる教育活動・学校運営に徹する。
- ② 学校が子どもにとって安心して生き生きと活動できる場であることの重要性を全教職員が認識し、子ども一人一人が、教職員はもとより、大人や友人など、あらゆる人間関係の中で大切にされていると実感できることを重視した教育活動を実践する。また、体罰、性暴力、スクールハラスメント等は人間の尊厳を否定する行為であり、絶対に許されないことを常に念頭に置き、組織的な指導を徹底し、子どもが安心して学べる環境を確保する。
- ③ 学校が子どもにとって安全な場所であるために、全教職員が教育活動に内在する危険を理解し、学校施設等の定期的な点検と日常の気づきを通じた危険の早期発見に努めるとともに、適切な指導を子どもに行うことで事故の発生を防ぐ。また、日頃から実地を含めた訓練や研修を行うことで、万一事故が発生した際に適切な救護措置をとることのできる組織体制を構築する¹。
- ④ 問題行動や不登校等の要因には家庭環境や人間関係などから生じる様々な「困り」があることを理解し、子どもの様子に異変を感じた場合には、初期対応の重要性はもとより、ささいな兆候や懸念であっても、教職員個人で抱え込まずに、学校一体となって、情報の集約と共有を徹底し、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を迅速かつ組織的に行う。
- ⑤ いじめについては、「京都市いじめの防止等に関する条例」「京都市いじめの防止等取組指針」及び各学校において定める「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、いじめはどこでもいつでも、どの子どもにも起こり得るという危機意識の下、未然防止の取組を進めながらアンケート等の活用によるいじめ等の兆候の早期発見と情報共有、学校・家庭・地域が連携した迅速かつ適切な対応及び再発の防止について、いじめ対策委員会による教職員の共通理解の下、組織的な対応を進める。
- ⑥ 子どもへの虐待については、教職員は発見しやすい立場にあり、虐待の事実が確認できなくとも、その疑いがあれば通告義務があることを自覚し、日常的な観察を組織的に行うことを徹底したうえで、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの情報共有や健康診断等で早期発見に努めるとともに、児童相談所や子どもはぐくみ室等との連携を図る²。
- ⑦ 現代社会がデジタル機器やインターネット抜きにしては成り立たないことを前提に、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出、有害情報へのアクセスによる犯罪被害等は、子どもの命に関わる問題であることをしっかりと認識させ、家庭や地域・関係機関等と連携し、インターネットの過度な利用が心身への悪影響を及ぼす、いわゆる「ネット依存」等の予防や対応を含め、子どもに情報社会を生き抜くことができるよう情報モラルを育むとともに、身の回りに溢れる多様な情報を正しく理解し、適切な判断ができる力を育成する取組を一層推進する³。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症による様々な行動制限・生活様式の変化は、児童生徒の心身には一定の影響があったものと考えられる。こうした状況を踏まえ、令和6年度以降も児童生徒の心身への影響を注視し、児童生徒が安心して学校園での生活を送ることができるよう、一人一人の状況に沿った支援を組織的に行う。
- ⑨ 地震・台風・大雨・火事等の災害は、身近に起こり得るものという考えの下、本市はもとより全国で発生した災害の教訓を踏まえ、学校が地域防災の拠点となることを常に意識し、これまでの取組及び「危機管理マニュアル」が現状に適したものになっているかを点検しながら、研修や訓練を通して適宜その改善を図る。また、緊急時の保護者への連絡体制を整え、迅速かつ確かな情報収集と発信を徹底する。
さらに、学校教育全体を通して防災教育を展開する中で、子どもの災害に関する知識や、危険に際して自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度を育成する。また、子ども自身が災害時に復旧、復興を支えるための「支援者」となる視点から、地域の一員として地域の防災・避難訓練等への積極的な参加を促進し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める取組を推進する⁴。

¹ HANA モデル

² 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き ³ デジタル・シティズンシップ教育の手引

⁴ 京都市防災教育スタンダード、京都市立学校防災マニュアル作成指針

『よりよい』～多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進める～

- ① 子ども一人一人がかげがえのない存在であるとの前提に立ち、全ての子どもの多様な能力や個性を生かし、また、これまで十分に発揮できなかった能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、学校が家庭・地域社会と連携しながら、多様な学びの機会を提供するとともに、子ども一人一人に丁寧に寄り添った行動を徹底し、個に応じた適切な配慮や支援を充実していく。
- ② 子ども一人一人の人権が常に保障され、どの子どもにとっても安心して自分らしく生き生きと活動し、学ぶことのできる学校・学級・授業の存在は、多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進めるための大切な基盤であることを共通理解する。そのうえで、学力向上や生徒指導、病弱・身体虚弱や障害のある子どもへの支援、LGBTQへの理解⁵等の具体的な取組については人権教育の4つの視点[※]も踏まえ、ユニバーサルデザインチェック表やヒントブック等による見直しを図りつつ、校種間連携・接続や教職員の連携の中で継続的・組織的に進める⁶。

※ 1.人権としての教育 2.人権を通しての教育 3.人権についての教育 4.人権のための教育

- ③ 貧困やヤングケアラー[※]など、福祉的な観点の支援が必要な子どもに対しては、家庭環境も含め、その背景をしっかりと見取り、理解する。そして、学力の定着・向上をはじめとした学校総体の取組はもとより、スクールソーシャルワーカーとの協働により、児童相談所や子どもはぐくみ室、NPO等、他機関との日常的な連携を進めるなど、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが社会的に自立できるよう、きめ細かく対応する⁷。

※法令上の定義はないが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされている（厚生労働省HPより）。また、『家族のケアやお手伝いをする自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解したうえで、「ヤングケアラー＝悪いこと」というメッセージとならないよう留意する必要がある。』とされている。

- ④ 不登校に関しては、初期段階から「児童生徒理解・教育支援シート」を活用するとともに、校内の登校支援委員会等での情報共有を進め、アセスメント（見立て）に基づき、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、個々の状況に応じた適切な支援に繋げる。また、子どもの状況に応じて、休養と登校とのバランスを考慮するとともに、ICTの活用等を含め個に応じた学習支援や継続的な関わりによる心の居場所づくり、不登校相談支援センターとの連携などにより、将来の社会的自立を見据えた組織的・計画的な取組を積極的に進める⁸。
- ⑤ 「障害者差別解消法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を踏まえ、全教職員が子どもたちの障害・特性の理解と的確な実態把握やそれに基づく指導・支援についての専門性を高めるとともに、合理的配慮を包括した「個別の指導計画」等を必要とする全ての子どもに作成し、ICTの活用等を含め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の精選・創意工夫を徹底する⁹。
- ⑥ 医療的ケアを必要とする子どもについては、主治医や関係機関等と連携を行う中で、安全確保を前提として、本人や保護者の意向を踏まえ一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行う。また、長期間の入院や自宅での病気療養を余儀なくされる子どもについては、医療機関等と連携しつつICT機器を活用した遠隔教育等の切れ目のない支援に努める¹⁰。
- ⑦ 日本語指導が必要な子どもの学びを保障するために、ICTの活用等を含め、主に来日直後の外国籍や外国にルーツを持つ子ども等を対象とした特別の教育課程による指導を中心とした日本語指導や在籍学級での学習や人間関係の構築などへの適切な支援の在り方について、校内の共通理解を図り、全校体制での取組を進める¹¹。

⁵～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQについて知っていますか？」

⁶授業・学級・学校づくりのユニバーサルデザインチェック表（小学校）（中学校）、「困りのある」生徒への具体的支援ヒントブック

⁷多機関・多職種連携によるヤングケアラーの支援マニュアル及び学校関係概要版

⁸心の居場所づくりハンドブック、心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICTを活用した居場所づくりに向けて～、こころからだのアンケート

⁹障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領

¹⁰長期入院療養中の高校生の学習継続に関するガイドブック

¹¹日本語指導の手引「特別の教育課程」による日本語指導がスタートしました！、「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順、日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集、「外国にルーツをもつ子どもたち（日本語指導が必要な子どもたち）の教育」に関する、校内研修の進め方例・研修内容例、日本語を母語としない保護者のための「小学校生活スタートガイド」

『つとめ』～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める¹²～

- ① 全教職員が、教育という崇高な使命を担う者としての職責を深く認識したうえで、公私にわたり、社会的責任と教育公務員としての責務を常に自覚した言動に徹し、子どもや保護者との信頼関係を確固たるものとする。
- ② 教職員は、自らの姿を通じて、子どもに人としての生き方を伝える身近な存在として、学校園で学び育つ子どもにとって最大の教育環境である。こうした「教職員の言動そのものが教育である」との認識の下、いかなる時も、子どもの人権を守り、子ども自身が大切にされていることを実感できるように努める。そして、子どもの主体的な学びを支援する伴走者として、教職員自身が社会の変化を捉えながら、自律的かつ継続的に、そして探究的に学び続け、より人間性や創造性、専門性を高めていく。
- ③ 京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針の下、教職員一人一人が自らの働き方や資質能力向上に向けた意識改革を進める。各学校園においては、行事の精選や会議の効率化、ICTをはじめ校務支援システムやクラウドサービスの有効活用等による校務の効率化を推進する。更に、部活動での適切な休養日・練習時間の設定、PTA活動や地域協働活動における役割分担など、日々の業務の見直しを恒常的に行う。また、教職員が支え合える心理的安全性の保たれた職場づくり、週休日の振替や年次休暇等の取得の徹底など、教職員が心身ともに健康的に生き生きと働くことのできる環境づくりのための、持続可能な指導・運営体制を構築し、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指す。こうした取組を通じ、教職員の日々の生活や教職人生をウェルビーイングなもの（身体的・精神的・社会的に満たされた状態）にし、教育の質のより一層の向上を図る。
- ④ 教職員は、子ども一人一人の姿を丁寧に見取り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や集団での学習、探究的な学習や体験活動などを通して、子どもの基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等の育成に向けた教育を実践する。その際には、適切な情報モラルに関する指導の下、ICTを有効に活用することにより、子どもの思考や表現、それらを共有し、発展させるプロセスの活性化や、学習データの収集・分析・可視化による学びの個性化、時間・空間を越えた学びのフィールドの拡張などの工夫をしながら、デジタル技術の利用を通じた社会に積極的に参画する姿勢や態度の育成にもつなげる。
- ⑤ 教職員は、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す質の高い教育を目指し、「京都市教員等の資質の向上に関する指標」等に照らしたうえで、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の仕組みを「新たな学びに向かうための手段」として、教職員研修計画や教職員研修支援 SMART PORTAL等を活用し、計画的な研修に努める。そして、教育に携わる者としての誇りと探究心を持ち、研究会活動への積極的な参加や学校園内外での教職員同士の学び合い、授業教材研究等をさらに活性化することにより、新たな学習活動に関する知見を蓄積するとともに、様々な経験を通じて多様な人材と協働する力の向上等、資質能力の向上を図り、不断の授業改善に努める。
- ⑥ 校園長は、学校園内外の状況・課題を分析し、目指すべき目標を明確にしたうえで、地域・保護者等の学校園内外の関係者の相互作用を望ましい方向に作用させ、学校運営の更なる改善を図る。その際には、「教職員は学校現場で育つ」という考えの下、指標や教職員評価・学校評価を活用しながら組織や個々の教職員の強みや課題を明確にし、各種研修の計画的な受講の奨励とその成果の校園内への普及を図るとともに、教職員の職務遂行力を信頼し、適切な助言や支援を行う。また、教職員一人一人のキャリアを踏まえ、教職員同士がお互いに学び合い、高め合えるような環境づくりや、ミドルリーダーやベテラン等の育成、女性教職員の更なる活躍の推進など、校園内の体制を一層充実させる。また、管理職やベテラン教職員が中心となり、子どもの見取りや授業の展開・発問の工夫など、豊富な経験に基づく熟練の知識や技能を、あらゆる場面で中堅・若手教職員に継承する。

¹²京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針、京都市教員等の資質の向上に関する指標、京都市 OJT 実践ガイドライン、「KYOTO×教育DXビジョン」

- ① 「京都はぐくみ憲章」の理念の下、学校・家庭・地域が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、子どもを共に育む当事者としての認識を深め、相互に高め合い、地域とともにある学校づくりを着実に推進する。その中で、子どもの実態や課題、保護者や地域の願いを的確に捉え、学校教育目標を設定し、子どもが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などをわかりやすく示すとともに、学校運営協議会と連携し、家庭・地域と同じ方向性を持ちながら、地域の教育力等を効果的に生かした学習を積極的に展開し、学校教育目標の達成を目指す。
- ② こうした「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、カリキュラム・マネジメントの視点を持ち、授業参観や広報活動など、学校教育活動の情報発信を進め、学校としての説明責任を果たすとともに、PTAや学校運営協議会と連携しながら、保護者・地域・企業・大学・NPO・行政機関等と協働を図る。また、学校運営協議会等による「学校関係者評価」が、学校・家庭・地域にとって自ら振り返り、それぞれの取組の改善策の提起も含めたものとなるよう、学校評価を適切に機能させる¹⁴。
- ③ 市民力や地域力、文化力を生かした京都ならではの伝統文化教育や環境教育、探究的な学習、自然体験・職場体験・ボランティア活動等各種の直接体験活動では、ICTの良さも生かしながら、直接体験の持つ価値についても再認識のうえ、子どもが社会との接点を広げ、SDGsをはじめとした持続可能でよりよい社会への貢献を意識し、学校での学びを基盤に自分らしい生き方を探究していくことにつながる取組を系統的に実践する。
- ④ 「社会に開かれた教育課程」を確かなものにし、校園長のリーダーシップのもと、全ての教職員が地域社会とのつながりを意識した幅広い視点からの教育活動を推進するため、学校運営協議会での活発な議論を通して、子どもや学校、地域社会の実態を踏まえた学校教育目標を定める。その達成に向け、各教科等の教育内容や教科等の学習の基盤ともなる体験・宿泊活動などを相互関係で捉える教科等横断的な視点で、カリキュラムを組織的に編成し、校内外の人的・物的な資源を活用しながら評価・改善・充実の好循環（PDCAサイクル）を展開するカリキュラム・マネジメントを確立する¹⁵。その際には、学校評価がカリキュラム・マネジメントの重要な要素であることを全教職員が認識し、目の前の子どもの姿はもとより、各種調査や保護者アンケート等の指標も活用して、評価者の視点から自己評価を行い、取組の進捗度・達成度を振り返りながら、よりよい学校、学級づくりに生かす。
- ⑤ 社会全体で子育てを支えるために、全ての幼稚園が、地域の未就園児に対する子育て相談や園庭開放の実施等、地域の子育て支援センターとしての役割を果たすとともに、預かり保育の役割とその重要性を認識し、更なる充実を図る。また、幼稚園や小・中・小中学校においては、「子どもを共に育む『親支援』プログラム」や「情報モラル講座」等を活用して家庭教育講座を開催し、保護者に対する支援に努める¹⁶。
- ⑥ 放課後まなび教室、児童館・学童保育所の取組、あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ、青少年活動センター等での学習会、地域行事などについて、地域や関係機関と情報共有を図りながら、保護者へ適切な情報提供を行うとともに、子どもに必要な居場所や取組を提供する¹⁷。

¹³京都はぐくみ憲章「行動指針」

¹⁴京都市学校評価ガイドライン〔第3版〕

¹⁵カリキュラム・マネジメント

¹⁶子どもを共に育む「親支援」プログラム

¹⁷放課後まなび教室のねらいと充実に向けて

『つながり』～校種間連携・接続により子どもを支える～

- ① 全ての人々が互いに認め、尊重して、支え合うことのできる共生社会の形成を目指し、幼稚園、小・中・小中学校、高等学校、総合支援学校が一層の連携・接続を図りながら、多様な子どもが共に学び、共に育つ教育活動を系統的・一体的に推進する。
- ② 小・小中学校と幼稚園においては、「架け橋プログラム」の趣旨を理解し、合同研修会や子ども同士の交流・個別の情報の引き継ぎなど、地域の幼稚園、保育園（所）、認定こども園等（以下「就学前施設」とする）との連携・交流を通じて、幼児期及び小学校期の子どもの学びと育ちの共通理解を深め、小学校期におけるスタートカリキュラムの実践・充実を含めた接続期のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）を意識した円滑な接続を図る¹⁸。

※幼保小の架け橋プログラムについて

 - ①地域の幼保小が架け橋期の子どもの育ちへの願いを共有し、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラム開発を柱に、小学校と就学前施設（幼稚園・保育園（所）・認定こども園）の互いの教育・保育をつなぐ。
 - ②それぞれの教育・保育を見て、知り、語り合うことを通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、架け橋期の教育・保育の質的向上を図る。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

 1. 健康な心と体
 2. 自立心
 3. 協同性
 4. 道徳性・規範意識の芽生え
 5. 社会生活との関わり
 6. 思考力の芽生え
 7. 自然との関わり・生命尊重
 8. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
 9. 言葉による伝え合い
 10. 豊かな感性と表現
- ③ 小・中・小中学校においては、小中一貫教育の推進に向け、中学校区を基盤に9年間を見通した共通の教育目標の設定や系統的な教育課程の編成・実施など、「京都市小中一貫教育ガイドライン」に基づく取組を徹底する¹⁹。
- ④ 高等学校においては、京都市立高等学校スクール・ミッション及び各校が策定したスクール・ポリシーに基づき、先人が築きつないてきた学校文化を世代を超えて継承・発展させるとともに、京都の魅力を十分に活かした教育活動を中学生や地域等へ積極的に発信し、他校種との間で双方にとって価値のある連携を進める²⁰。
- ⑤ 子どもが学校での学びと社会や自己の将来とのつながりを見通し、よりよい人生や社会を創造していくために努力する態度や意欲を培うことができるよう、特別活動を要しつつ各教科や総合的な学習（探究）の時間の特質に応じた「生き方探究（キャリア）教育」の充実を図る。また、「生き方探究パスポート」等を活用しながら、校種間での確実な連携・接続を行い、系統的な教育を実践する²¹。
- ⑥ 障害のある子どもについて、通級指導教室や育成学級、総合支援学校など多様な学びの場を活用し、それぞれの教育課程の連続性にも留意しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を推進する。また、「就学支援シート」の活用や「個別の指導計画」、「個別の包括支援プラン」等を活用し、就学前から家庭と教育と福祉の連携により、必要な支援等についての共有を行い、切れ目のない指導や支援を推進する。特に卒業後の進路については、子どもや保護者の思いに寄り添い、関係機関とも連携し、組織的な移行支援を行う²²。
- ⑦ 全ての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援を組織的に展開する。障害の有無に関わらず幼稚園、小・中・小中学校、高等学校、総合支援学校の子どもが共に学ぶ、交流及び共同学習の機会を積極的に設けることや、発達段階や個々の特性に応じて、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関、総合支援学校育支援センター、学校サポートチーム、小中LD通級支援チーム、高校通級特別支援チーム等との連携を密にし、総合的・継続的支援を行う²³。

¹⁸「保幼小接続の推進」リーフレット、「保幼小連携・接続」パンフレット、スタートカリキュラムの手引き ¹⁹京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）

²⁰京都市立高等学校スクール・ミッション

²¹生き方探究パスポート活用・指導の手引、京都市生き方探究（キャリア）教育スタンダード、「生き方探究・チャレンジ体験」の手引、「生き方探究教育」教材・プログラム、「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集、京都モノづくりものがたりビジュアル版、漫画 京都モノづくり列伝、京都モノづくりの殿堂デジタル版、「わくわく WORKLAND」指導資料集、「ジョイ JOBLAND」指導資料集、「自分らしい生き方を探究するための進路選択にむけて」リーフレット、自己肯定感を高めるキャリア教育、生徒自身が成長を実感するキャリア教育

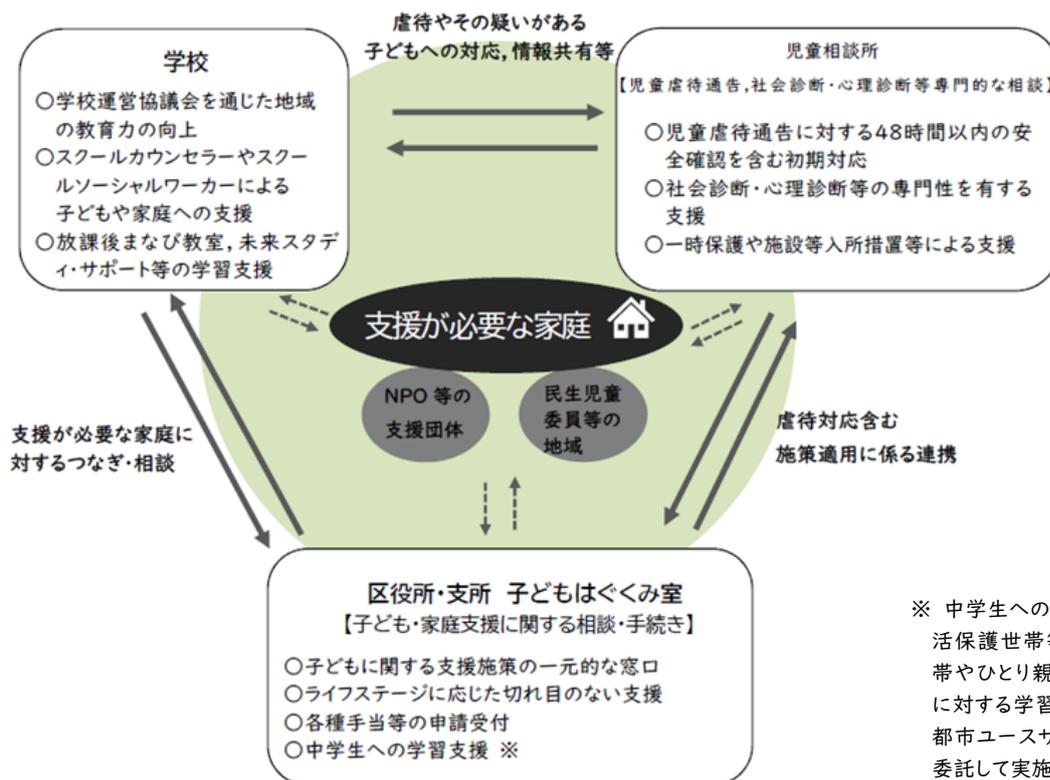
²²発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド（第2版）

²³「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談～」リーフレット、「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育（はぐくみ）支援センター」リーフレット、知ってほしい！「高校通級特別支援チーム」リーフレット、京都市高校生サポート、就学支援シート、動画「京都市の就学相談」、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために

■子ども・家庭への支援体制

～京都市子ども若者はぐくみ局から、学校園の先生に知っておいていただきたいこと～

「京都市はぐくみプラン」(令和 2～6 年度)を踏まえ、子どもはぐくみ室をはじめ関係機関との連携の下、切れ目のない子ども・家庭への支援を図っています。例えば、児童虐待対応においては、迅速な子どもの安全確保や保護者への告知・指導に加え、子どもとその家庭に関する全体像をつかみ、問題となっている状態に至った背景を見立て、子ども及び保護者に対し多角的かつ継続的に支援することも大切な要素となります。学校園においても、子どもや保護者の様子で気になることがあれば、子どもはぐくみ室や児童相談所へ相談(通告)したり、子どもや保護者対応を行う中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども相談センターパトナ等へのつなぎを検討したりするなど、多様な支援が考えられます。



【学校と連携した子どもやその家庭への対応(支援)について】

- ・ 具体的には、非行や不登校等の相談について、子どもや保護者が求める場合には、児童相談所における社会診断や心理診断、子どもはぐくみ室におけるプレイセラピー等の支援を実施しており、状況に応じて、学校等の関係機関と連携しながら対応しています。
- ・ これらは支援の一部であり、事案により対応する機関や内容は異なりますが、子ども・家庭への支援が必要な場合には、各区役所・支所子どもはぐくみ室、または児童相談所へ一度ご相談ください(参考資料「子ども・子育てに関する情報・相談窓口*24」等もご活用ください。)

なお、「はぐくもKYOTO*25」には、ひとり親家庭への支援や家庭での養育が困難な子どもへの援助など、子育て支援等に関する情報が掲載されていますのでご参考ください。

*24 子ども・子育てに関する情報・相談窓口

*25 はぐくもKYOTO

第3章 令和6年度 重視する視点

子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、
「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める

基本的な考え方

- 社会構造が急激に変化し、予測困難とされる時代においても、新たな価値を創造するのは「人」であり、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せを実現するため、「自分らしい生き方を探究し、持続可能でよりよい社会の創り手となる子ども」を育むという教育の果たす役割は、ますます重要となっている。こうした認識の下、自ら問いをもち、自分の意志や判断で粘り強く行動する「主体性」と、よりよい人間関係を形成し、多様な他者との協調を大切にしながら、集団の一員として自己の能力を発揮して行動する「社会性」の育成を目指し、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」の向上を図る。
- 「自ら学ぶ力」は、子どもの興味関心、夢や希望等を原動力として育まれるものである。その育成に向けては、伝統文化教育や自然体験活動等の学校教育活動をはじめ、家庭や地域での日常生活における多様な気づきや好奇心を大切に、子どもたちが「知りたい」「学びたい」という気持ちの高まりを感じるきっかけを作ることが大切である。さらには、自らの学びを調整しながら粘り強く学ぶ態度の育成や、学びの当事者として自身の学びを振り返りさらなる学びにつなげ、学びの深まりや広がりを自覚できるような指導を通じて、学びを人生や社会に生かそうとする力を高め、子ども一人一人の可能性を引き出し伸長させることが必要である。
具体的には、探究的な活動や言語活動の充実、個に応じた学習機会の提供、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業改善、家庭学習の工夫などを、主体的・対話的で深い学びを実現するためにそれぞれの教育活動の意義やつながりを意識しながら実施していく。また、GIGAスクール構想の下、ICTを活用した教育実践と他者とのつながりを実感できる対面のよさを生かしたこれまでの教育実践とを効果的に融合させて、より質の高い学びの実践を通して、社会に積極的に参画する姿勢や態度を育成することが求められる。
- 「自ら律する力」は、多様な他者や地域社会との関わりを通じて、自分以外に広い世界があることを知り、自分を客観的に認識することで醸成される豊かな人間性等である。この力の育成に向けては、家庭との連携も図りつつ他者と協働的に学ぶ体験活動や自然の中での集団宿泊活動、児童会・生徒会活動等のあらゆる場面で、目の前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、全ての子どもたちの成長を促す指導を進めることが大切である。具体的には、子どもたちが、多様な価値観に触れながら「自己指導能力」を身に付け、社会の中で他者と絆を深めながら自分らしく生きることができるよう存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支えることが求められる。
- そして、知・徳・体を一体で育む学校園全体の教育活動の中では、子どもたち一人一人が考え、悩みながらも、互いのよさを見出すことで、自分や他者が共感できる目標を共に探り、その目標に向かって行動する学びを展開する。その際には、声掛けや対話を通じて一人の人間として大切にしていることを伝えるとともに、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びにおける相互の信頼関係の醸成や、やればできるといった実感の獲得、また、異年齢交流や体験活動による成功、あるいは失敗を受け入れ再起する経験を経て、自己肯定感を育むことも大切な視点である。そうすることで、子どもたちの個性が響き合い、生き生きと輝く社会を創造していこうとする意欲や態度が芽生えてくる。このように、「自ら学ぶ力」、「自ら律する力」が一体となって高まり合うことで、「主体性」や「社会性」はもとより、自分らしく生きるための力が育まれる。それは、あらゆる主体が、未来志向の価値観でつながり、矛盾や対立を克服して、共によりよい未来社会を描き、その実現に向けて、連携・協働していくSDGsと軌を一にするものである。
- こうした認識の下、次頁以降に示す校種別の重点項目を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、全ての教職員が組織的に日々の教育活動の質の向上を図り、保護者や地域との連携・協働を深める中で、子どもの姿や地域の状況に応じた、これまでの教科や担当の枠にとらわれない創意あふれる取組に粘り強く挑戦し、展開することを強く期待する。

幼稚園期における「自ら学ぶ力」

身近な環境に主体的に関わり、いろいろな活動や遊びを自らの興味・関心や仲間との協同性の中で楽しみ、満足感や達成感を味わいながら、自信をもって諦めずにやり遂げることのできる力

幼稚園期における「自ら律する力」

自己表出や葛藤を十分に経験する中で、自分の気持ちに折り合いをつけて相手の立場に立って行動したり、してよいことと悪いことを理解し、よりよく生活するために決まりを作ったり守ったりしようとする力

1. 子どもが主体的に遊ぶ姿を重視する²⁶

- ① 自発的に身近な環境に関わり、夢中になって遊ぶことで様々な学びを得ることが幼児期の発達の特徴であることや直接体験の重要性を踏まえ、一人一人の興味関心への理解と具体的な行動の予想に基づき、ICT機器等も活用しながら、子どもの主体的な活動の幅を広げたり促したりする計画的な教育環境を構成する。
- ② 「安心・安定」「自己発揮」「協同性」を軸にした3歳児から5歳児の発達の過程を捉え、組織的かつ計画的に、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施し、“子どもが夢中になって遊び込む”ことを重視した保育を推進する。
- ③ 幼児期は心と体の発達が密接に結びついている時期であることを踏まえ、子どもが十分に体を動かして主体的に遊ぶ楽しさが感じられる保育を展開する。

2. 小学校期の学びにつなぐ資質・能力を一体的に育む

- ① 研修主題を、「幼児期の主体的・対話的で深い学びの実現」等、小学校の学習につなぐ視点で具体的に定めた園内研修を実施するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(P6参照)は、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であることを踏まえ、資質・能力を一体的に育むことを意識した保育を推進する。
- ② 言語に関する能力の発達が思考力の発達と相互に関連していることを踏まえ、言葉に対する感覚や言葉で表現する力が育つよう、家庭との連携の下「親子で絵本!」の活用を促進する等、子どもが遊びや生活の様々な場面で言葉に触れる環境を充実する²⁷。
- ③ 5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)で示されたねらいや内容を踏まえた実践を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校等と共有することにより、円滑な接続を図る。また、架け橋プログラムの趣旨の理解に努め、近隣の幼保小と連携・接続を推進する。「架け橋期のカリキュラム」を充実しながら、幼稚園が小学校期以降に育むべき資質・能力の基礎を総合的に育成していることを、公開保育等を通して幼保小に積極的に発信するなど、公立幼稚園の役割を意識した取組を進める²⁸。

3. 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性(折り合う心)を育む保育を推進する

- ① 基本的な生活習慣を形成することが、子どもに自信と自立心を育み、自己発揮できる素地を作ること意識し、家庭と連携しながら一人一人に応じた援助を行う。
- ② 幼児期は、信頼する教職員に受け入れられ、見守られているという安心感の下、自らの世界を広げ自己発揮していく時期にあることを踏まえ、自身が大切にされていることが実感できる保育を推進する。
- ③ 人に対する信頼や思いやり、決まりを守ろうとする気持ちは、子どもが他者との関わり、自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して、互いに理解し合う体験や一緒に活動する楽しさを味わう体験を重ねる中で、次第に育まれるものであることを踏まえ、発達に応じた人との関わりを重視した保育を展開する。
- ④ 地域の人をはじめ様々な人と交流し、親しみを感じ、社会の一員として必要な公共心の芽生えを育む保育を推進する。

²⁶ 未来につながる力を育む京都市立幼稚園、幼稚園版家庭教育の手引き「家庭と園で育もう」

²⁷ 読書ノート「親子で絵本!」

²⁸ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引書(初版)

小・中学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことに興味や関心を持ち、進路や将来の生き方と関連付けながら目標実現への見通しをもって粘り強く取り組むとともに、自己の学習活動を振り返り、学びをよりよい方向に調整し、他者とも協働できる力

小・中学校期における「自ら律する力」

地域・社会との関わりの中で、他者への思いやりや寛容、人と人との絆の大切さを実感し他者と協調しつつ、自らの生活や人生、地域・社会をよりよくするため、時と場に応じた正しい判断と行動ができる力

1. 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める²⁹

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業を展開し、各学校で明確化した「育成すべき子どもの資質・能力」を培う。また、めあて・見通しの確認や、まとめと振り返りの徹底を通じて、学習したことの価値や意義を自ら確認できる授業を展開し、意欲的な学びを引き出す。とりわけ、「多様なテキストを的確に読み取り考えをもつ」「他者と協議し、関連づけて考える」「学んだことを再構成し表現する」などの学習場面を設定し、学校全体で組織的・継続的な授業改善に取り組む。
- ② 各教科等においては、教科等横断的な視点も踏まえ、習得・活用・探究という学びの過程の中で、教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせるなど、知識をつなげ深く理解し、概念的な考えなどを形成できる「深い学び」に至るよう授業の質を高める。そのために、小学校高学年での教科担任制の更なる推進に加え、単元や題材等の構成の工夫や、ICT機器の効果的な活用を通じた「情報活用能力」の育成など、これまでの教育実践とICTを適切に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。
- ③ 学校全体で学習効果を最大化するためのカリキュラム・マネジメントを確立し、子どもが主体的に学ぶ授業に改善するという視点から校内研修・研究協議を充実する。

2. 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る³⁰

- ① 小学校期においては、家庭学習の大切さや内容・方法についてわかりやすく指導するとともに、提出物の内容や時期などについて家庭との連携・協力を図りながら工夫する。また、与えられた課題に取り組むだけでなく、ICTや自主学習ノート等を活用して、自らが課題を選択し、予習・復習に取り組むなどの学習計画を立て実行できるようにする。
- ② 中学校期においては、自主的な家庭学習の定着、充実を図るため、学年・教科との連携の下、ICT機器も活用しながら、予習や復習の意義と方法を指導するとともに、授業と連動させながら学習課題の内容と提示方法を工夫・改善する。さらに、自分が必要とする学習課題を的確に選択して取り組む能力や態度を育成するため、子ども自らが、学習・生活について主体的・継続的に管理する計画を立て実行できるようにする。

3. 自他を大切に、「公共の精神」に基づく態度を育む

- ① 子どもの発達の段階に応じて、命を大切にする心や他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性や自尊感情の高揚とともに、人権尊重の精神と態度の育成や、互いを認め合い励まし合う集団作りに向け、子どもの主体的・自発的な活動を尊重しつつ、児童会・生徒会活動の活性化などの指導を徹底する。また、いじめはもちろん、SNSをはじめネットを介した誹謗中傷は絶対に許されない人権侵害であることを認識できるようにする。
- ② 地域をはじめ、様々な人々と交流する体験活動や自然の中での集団宿泊活動等を通して、人のために役立つことや多様な人々と共生することの大切さを実感し絆を深め、社会の一員として必要な公共心や公德心、生命を尊重する心を育てる。また、持続可能な社会の実現に向けた様々な課題の解決を目指すなど、主体的に社会参画する意識と行動力を育む。
- ③ 社会におけるルールや法の重要性だけでなく、人として許されない行為についての指導を徹底するとともに、健康の保持増進や望ましい生活習慣の実践、飲酒・喫煙・薬物乱用等の有害性についての正しい知識を身に付け、自分で正しい判断を行い自律的な行動ができるよう指導を徹底する。

²⁹ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】、算数科における 課題を選択し自立的に学び合う授業の提案、生徒が主体的に学びを進め、考えを広げ深める数学の授業、学ぶ意味を実感できる社会科を目指して、学びに向かう力を育む外国語教育の一方策

³⁰ 自学自習のすすめ、家庭学習と授業の相互で目指す 学習を自己調整する力の育成

高等学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことの楽しさを発見し、高校での学びを自らの興味・関心や今後のキャリアの展望と関連付けて捉え、学びの振り返りと見通しの機会を通して学習成果を実感し、自己を変革し続ける力

高等学校期における「自ら律する力」

他者と関わる中で、一人一人の多様性に触れることを通して自己理解と他者理解を深め、社会で共に生きる存在として互いを認め合い、協働して物事を成し遂げる力

1. 一人一人の生徒を主語にする学校教育を推進するために、「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」を踏まえ、各校の特色・魅力を生かした教育活動を充実させる

- ① 新学習指導要領の実施及び「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」策定から3年目であることを踏まえ、取組の進捗や成果と課題を振り返りながら、教育活動の充実に向けた不断の改善に努める。
- ② 主体性の育成に向け、多様な他者と協働したり自己決定したりする活動を通して、集団の形成者として成長できる機会を充実するなど、教員はよき伴走者として関わりながら生徒主体の取組へと活動を転換する。

2. 新学習指導要領の趣旨の実現に向け、教育活動全体を通じて自立した学習者を育む

- ① 3つの資質・能力のバランスよい育成に向け、実社会と関連した課題を教科横断的に取り扱うとともに、授業改善につながり生徒の成長を後押しする学習評価が実施できるよう計画的な教育活動に向けた点検を行い、充実を図る。
- ② 「個別最適な学び」の充実を図るため、ICT を活用するなど、一人ひとりに応じた学習課題や学習方法などを生徒とともに設定し実践することで、生徒が自らの学習状況を見つめ学び方を調整し、興味関心に応じた学びなどに自律的に取り組めるよう支援する。
- ③ 総合的な探究の時間では、自身の将来や興味関心を深掘りするなど課題設定を特に大切にするとともに、生徒が多角的な視点から探究過程を通してよりよい納得解を追い求め、自信をもって発信できるよう、教員は対話的に関わりを深める。
- ④ 特別活動は、特色ある教育活動を進める基盤となるものであり、全体計画に基づき各活動・行事を実施する中で、生徒の計画や振り返りなどの活動に対する教員の適時適切な見取りとフィードバックを着実にを行い、キャリア発達につなげる。
- ⑤ 道徳教育では、自他をともに大切にすることを涵養し、他者とよりよく生きるための資質や教養を養うため、自校の重点目標と全体計画を踏まえ、「公共」並びに特別活動を中心として、校内のルールづくりなど様々な場面で合意形成に取り組む活動を通じて、他者の価値観や優先事項などに触れ自己を知る機会を充実する。

3. 生徒一人一人のキャリア発達を支援する視点から、個に応じた支援・指導に取り組む

- ① 全教職員が日常的な対話や観察により生徒一人一人の個性や特性・変化を丁寧に見取るとともに、スクールカウンセラー等の専門職と緊密に連携して情報共有を図るなど、チームとしての支援体制を確立し、時機を逸することなく適切な支援や指導を行う。
- ② キャリア教育の視点のもとで全ての教育活動を行うとともに、生徒が生き方探究パスポートを有効に活用し、活動を振り返り自己理解を深めることで、自身のよさや有り様を捉えなおし、将来展望を持って新たな目標や課題を設定できるよう、対話的に関わりその成長を支援する。

総合支援学校における「自ら学ぶ力」

それぞれの発達と障害の状態に応じて、自らが取り組んでいることの目的や意味を理解し、自らの意思で行動を起こしたり、その意思を伝えたりする意欲・主体性の基盤となる力

総合支援学校における「自ら律する力」

それぞれの生活年齢に応じた学校生活や社会生活の実現につながる、規範意識を含む社会性や、人と関わっていく力

1. 子どもを「できる存在」として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む

- ① 子どもの障害の状態や特性及び発達の段階等を十分に考慮して、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、「生きる力」につながる資質・能力を育む取組を進める。
- ② 子どもの興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を促す中で、子ども自身が自ら学習課題に気付いたり、学習活動を選択したりする機会を設けて子どもの主体性を引き出す。
- ③ 子どもが活動を通して自ら見通しを持ったり、振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、達成感を味わうことができる活動を進める。
- ④ 一人一人のニーズに応じた教育の充実を図るため、個別の包括支援プランの活用を核として、子どもの「生きる力」を育成する指導と支援を進める。また、子どもの自立と社会参加の視点をもって、PDCAサイクルを通して常に検証することにより、教育課程を組織的かつ計画的に改善していく。
- ⑤ カリキュラムの編成にあたっては、各学部や各段階、幼稚園、小・中・小中学校、高等学校とのつながりに留意して指導内容を検討し、学びの連続性を重視する。
- ⑥ 子どもからの自発的な他者への働きかけや発信を促すために、ICT機器等を有効活用しながら、一人一人の障害の状態、特性に応じた意思の伝達や環境の把握について更なる充実を図る。

2. 地域社会と協働して、社会に生きる子どもを育む

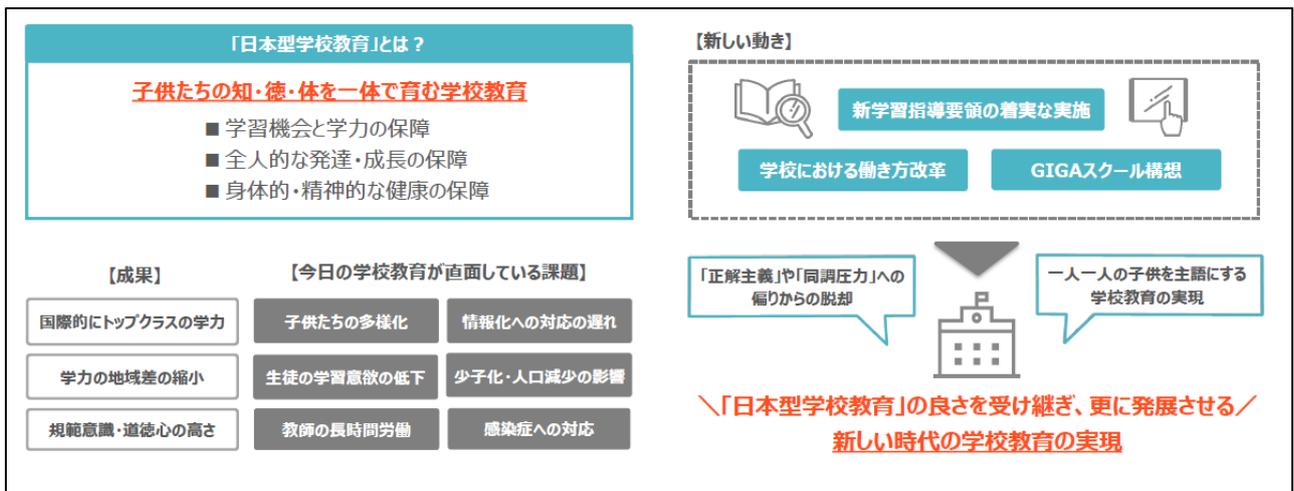
- ① 保護者・就学前施設、医療・福祉等の関係機関との連携の下、子どもの生活年齢と学校卒業後の将来の姿を踏まえた長期的な視点で教育的支援を行い、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう子どもの可能性を最大限に伸ばすとともに、子どもや保護者の思いに寄り添い、進路をはじめとした生涯にわたる包括的な相談・支援を進める。
- ② 交流及び共同学習や地域での様々な人々との関わりを通して、社会性やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、お互いの良さや違いを認め共に尊重し合いながら協働して生活していこうとする態度の育成を図る。
- ③ 子どもが、生涯を通じて社会や地域と関わりながら豊かな生活を営むことを目指し、主体的にスポーツや文化芸術活動に親しむなど、生涯学習への意欲を高める教育活動に取り組む。
- ④ 地域での貢献活動や協働活動、事業所や企業、図書館や保育所などにおける実習等、自立と社会参加につながる取組を推進することにより、子どもが主体的に様々な活動に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性等を実感し、社会に参画する意欲を高められるようにする。

3. 自立と社会参加の実現に向けた生活態度や規範意識を育む

- ① 子どもの発達の段階や生活年齢、健康の状態に応じて、日常生活習慣や遊び、公共の場での活動、事業所や企業における実習等の具体的な場面を通して、自立と社会参加に向けて必要な態度、規範意識を身に付けられるようにする。
- ② 学校内や地域等での活動を通して、子どもが自己肯定感や自己有用感等の自尊感情を高め、幅広い人間関係を形成し、周りの人との信頼関係を築いたり、深めたりする力を育む。
- ③ 子どもの発達の段階や生活年齢に応じて、社会的に許されない行為を理解し、自他を大切にできる行動ができるよう、学校生活全体を通して道徳性の涵養に努める。また、家庭や医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら、生活の中で生じる諸問題を解決するための判断、方法、意思を身に付けられるようにする。

第4章 「生きる力」を育む15の取組

～自ら学び、考え、可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となる力の育成に向けて～



中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」【総論解説】から抜粋

- 京都市では、「一人一人の子どもを徹底的に大切に」教育理念の下、多様な子どもたちを誰一人取り残さない実践を通して、生きる力を構成する「知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）」を一体的に育む学校教育を幅広い保護者や地域の参画を得ながら積み重ねてきた。
- こうした実践は、中央教育審議会の答申「『令和の日本型教育』の構築を目指して」において再確認された、全ての子どもの「知・徳・体」を一体的に育むために日本型学校教育が果たしてきた学校教育の本質的な役割である3つの保障 ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的・精神的な健康の保障と軌を一にするものであり、今後もこれまでの京都市の教育実践を継承していくことの重要性が明確に示されたものである。（上記の図参照）
- あわせて今、生成 AI の台頭を含むデジタル化の進展によるあらゆる分野でのDXの加速等、社会の急激な変化や、予測困難な事象の発生など、社会全体で答えのない問いに立ち向かい、納得解を生み出していかなければならない時代にある中では、子どもたちに様々な変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら、豊かな人生や持続可能な社会の創り手となる力を育成することが、より一層求められている。
- 本章では、こうした状況の下、京都市として「生きる力」を育む具体的な取組や考え方を、項目立てて整理している。校園長のリーダーシップの下、教員一人一人が主体的に学び、教科や担当の枠を超え、知恵を出し合い、協働し、子どもたちの主体的な学びを支える学校教育の実現に向けた創意工夫あふれる取組を学校全体で進める際の参考とすること。
- 教育委員会としても、ICTも活用した主体的・対話的で深い学びの実践のほか、生徒指導提要の改訂により示された発達支持的生徒指導への転換、部活動の地域移行など、国全体での学校教育・文化の更なる変革期にある中で、創造的な教育を生み出す学校・園づくりに向け、働き方改革をはじめとする教育環境の更なる充実に取り組んでいく。

1. 「生きる力」を育む学びに向けた視点

- ① 学習活動の基本となる姿勢(学びの約束やルール)を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりに取り組む。
- ② 子どもが自己の将来の生き方を見据え、「SDGs」の理念も踏まえながら、学校での学びと社会とのつながりや、わかる喜びと学び合う楽しさを実感できる授業を目指し、常に効果的な指導方法や指導体制の工夫改善を図る。その際には、家庭環境にかかわらず、全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす視点を大切に、取組を進める。
- ③ 年間を見通して策定した教育課程や教育指導計画により、学習指導要領の目標及び内容を踏まえて整理された観点別学習状況評価にもとづく各教科の学習評価や、特別の教科道徳(道徳科)、外国語活動等、総合的な学習(探究)の時間、特別活動についてそれぞれの目標や特質に応じた評価の適切な実施、また「指導と評価の一体化」のさらなる充実に努める。
- ④ 幼稚園においては、発達や学びの連続性に重点を置き、子どもの主体的な遊びを通して、興味・関心・意欲を引き出し、好奇心・探究心・思考力・コミュニケーション力・表現力・自己調整力等、小学校期以降の学びにつなげる「学びに向かう力」を育む³¹。
- ⑤ 小・中・小中学校においては、小中一貫教育の推進の下、より緊密に連携し本市独自の教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づいた創意工夫あふれる取組を推進するとともに、各学校の学力向上プランの進捗を検証する。また、全国学力・学習状況調査や京都市小中一貫学習支援プログラム(ジョイントプログラム、学習確認プログラム)を十分活用し、結果分析を踏まえた授業改善を図りつつ、9年間を見通した指導を充実する³²。各校の教育課程は、児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況を踏まえ、授業時数を点検したうえで、校長の明確なビジョンと創意工夫のもと年間を見通して計画的に編成する。
- ⑥ 高等学校においては、生徒の個性を尊重し、その興味・関心及び適性や希望を踏まえながらキャリア発達を促すとともに、進路実現に向けた取組を進める。また、スクールポリシーの実現に向け、「何を教えるか」ではなく「どのような力を付けるか」という視点から、指導内容とともに学習方法や学習評価の在り方を研究、実践する。
- ⑦ 総合支援学校においては、「個別の包括支援プラン」を活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を進め、子どもの「生きる力」を育成する。

とりわけ、自立と社会参加に向けて必要となる資質・能力を育む観点から、地域の企業、大学、福祉施設等と連携した職場体験活動などと関連付けた系統的なキャリア教育の充実を図る。

2. 基礎的・基本的な知識・技能の習得³³と言語活動の充実³⁴

- ① 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を、全ての子どもに確実に習得させる。
- ② 知識・技能の習得にあたっては、既習の学習内容との関連付けを重視するとともに、知的好奇心に支えられ、実感を伴った理解となるよう、各教科等において、調べ学習、観察・実験、レポートの作成等の活動を適宜取り入れる。
- ③ 基礎的読解力や数学的思考力、情報活用能力など、学習の基盤となり、これからの時代を生きていくうえで求められる資質・能力を確実に育成するため、情報活用能力アドバイスシート等による発達段階に応じた系統性の確保や教科等の横断による学びの広がりや深まりを意識しながら、プログラミング教育をはじめ様々な場面においてICT機器等を日常的・積極的・効果的に活用した学習活動を一層充実させる³⁵。
- ④ 国語科においては、言葉の果たす役割を的確に理解し、論理的に思考し表現する語彙能力や互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を培うとともに、古典をはじめ、我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育む指導の充実を図る。
- ⑤ 各教科等においては、それぞれの目標を実現するための手立てとして、国語科で培う資質能力と融合させて、記録・要約・説明・論述・発表・討論等の「言語活動」の発達段階に応じた設定と内容の充実、また、学習課題(めあて・目標)に応じた「まとめ」と「振り返り」の徹底等を通じて、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成を図る。
- ⑥ 文章の内容を正確に捉えて読むための基礎的読解力のほか、複数の情報の違いを見つけて対処するとともに、情報の質や信ぴょう性を評価できる能力の育成に向け、各教科等相互の関連や学年の系統性を重視し、教育課程や指導計画の改善を行う。
- ⑦ 「第4次京都市子ども読書活動推進計画」等を踏まえ、家庭・図書館をはじめとする地域等と連携しながら、読書ノートを活用した「めざせ100冊!読書マラソン」運動など、発達段階に応じた切れ目のない読書活動の促進に向けた支援を行うことで、子どもが経験したことのない感動を味わい、学習の基盤となる言語能力を培い、新たな知見、価値と出会う機会を創出する。

³¹ 未来につながる力を育む京都市立幼稚園

³² 子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス

³³ 京都府理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書、令和3年度 いきいき理科実践事例報告書

³⁴ 読書ノート・学校図書館活用ノート、第4次京都市子ども読書活動推進計画、ブックリスト「本のもり」

³⁵ 京都市小学校プログラミング教育スタンダード、プログラミング的思考を活用するようになるポイント3!!、情報活用能力アドバイスシート

- ⑧ 学校図書館を、「学習・情報センター」、「読書センター」として各教科等の指導計画の中に的確に位置付ける。また、学習情報源として新聞を計画的に活用することで、広く社会への関心を高める。

3. 探究活動と体験活動の充実

- ① 教育課程全般にわたり、自ら課題や疑問点を設定し、調べ、解決しようとする過程を大切に探究活動を推進する。その際、こうした探究活動が次なる課題や疑問を生み出す契機となるなど、探究の過程が繰り返されるように留意する。また、子どもの学習意欲や知的好奇心、探究心を引き出し、主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせるために、自然体験や社会福祉体験、職場体験活動、ボランティア活動、生産活動(ものづくり等)といった学習活動を推進する。
- ② 京都ならではの伝統文化教育・環境教育・食育、政治的教養を育む教育³⁶等においては、よりよい人生や持続可能でよりよい社会の創り手の育成に向け、多様な文化の創造・発信、環境共生と脱炭素社会の構築など、京都の都市特性や強みを踏まえ、地域の人的・物的資源も活用しながら、目標やねらいを明確に定め、体験活動や作業的活動、子ども同士が互いの意見を深め合う活動など、多様な学習形態を取り入れ、主体的・対話的に問題解決を図る学習を進める。

4. グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成

- ① 京都の素晴らしさや自らの考えを世界に発信できる英語力を育成するため、小・中・小中・高等学校を通じた英語教育の充実を図るとともに、チーム・ティーチングによる授業はもとより、授業以外でもALTと児童生徒が接する取組を進める等、日常的に生きた英語に触れる機会や、英語によるコミュニケーションが求められる環境を意図的に設定する。
- ② 小学校期においては、実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動を通してコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力を育成することを目指す。低・中学年で、聞くこと、話すことの言語活動の充実を図ったうえで、高学年では聞くこと、話すことに加え、読むこと、書くことの言語活動の充実を図り、中学校期との円滑な接続を目指す。また、低学年では本市独自に英語活動を実施し、外国語学習への動機づけを高める。
- ③ 中学校期の外国語科では、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、授業は英語で行うことを基本とし、小学校期での学びを踏まえつつ、学習した語彙や表現等を実際に活用して、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う対話的な言語活動や、パフォーマンス課題等を重視する。

また、育成すべき資質・能力の到達度を効果的に把握するため、全ての学校で「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定して、4技能をバランスよく指導・評価する。

- ④ 高等学校外国語科では、自らの考えや意見を発信・提案するなど、積極的に活用する能力を養うとともに、英語による言語活動の充実・高度化に向けた実践を積み重ねる。また、全ての学校において「CAN-DO リスト」の形で設定した学習到達目標を生徒や保護者に公表するとともに、到達状況を効果的に把握、修正できる体制を確立し、4技能をバランスよく指導・評価する。

5. LD等支援の必要な子どもの学力向上³⁷

- ① 個々の子どもの課題を明確に捉え、行動面だけでなく学力面への支援を充実させる。そのために、「個別の指導計画」等を活用し、子どもの特性を全教職員が正しく理解して、規律ある生活習慣の確立、学びの集団づくり、子どもの特性や教科等の特質に応じたきめ細かな支援に基づく学力向上に向けた取組を推進する。
- ② 「ひらがな聞き取りテスト」等の発達段階に応じたアセスメントを実施するなど、読み書きに支援が必要な子どもの実態を早期に把握し、個別に有効な教材の使用や指導方法の工夫、ICTをはじめとする支援機器・グッズの活用などにより、子どもの実態に応じた適切な支援を行う。

³⁶政治的教養を育む教育を進めるにあたって

³⁷発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド(第2版)、授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用、ひらがな聞き取りテスト

6. 道徳教育の充実³⁸

- ① 共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合うなど、よさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかり身に付けていく、「しなやかな道徳教育」の実践を推進する。
- ② 公共心や公德心、生命を尊重する心、感謝する心等の道徳性を育てることをねらいとした活動、人間としての生き方・在り方についての考え・自覚を深め、自己の生き方についての考えを確立する活動等を意図的・計画的に実施し、そうした力が子どもの日常の行動に顕在化されるようにする。また、その際、いじめの防止や安全の確保などにも資することとなるよう留意する。
- ③ 幼稚園期においては、教員との信頼関係を礎として、自己調整力や協調性、自尊心などのいわゆる非認知的能力が育まれるとの認識の下、他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動するなど道徳性や規範意識の芽生えを培う。
- ④ 小・中・小中学校においては、校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による校内体制を確立し、6月及び10月を「道徳教育推進月間」と位置付け、全ての学年・学級での公開授業やホームページ、学校だより等を通して、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
- ⑤ 高等学校においては、校長が全体計画において明示した道徳教育の方針に基づき、道徳教育推進教師を中心に各教科等の道徳教育における役割や関連性を検証しながら、全教育活動を通して道徳教育を推進する。
- ⑥ 道徳科においては、宿泊・自然体験、職場体験、ボランティア活動などの体験活動や各教科・外国語活動、総合的な学習(探究)の時間、特別活動とのカリキュラム・マネジメントを実施し、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、多様な実践活動を生かして、道徳的価値の理解を深める指導の充実を図る。その際には、いじめや情報モラルなどの喫緊の課題のほか、「SDGs」にも密接に関連する環境や人権等ESD(持続可能な社会づくりの担い手を育む教育)にかかる様々な課題、世界で紛争や戦争が絶えない現状を踏まえた国際協調の精神と平和を維持し築いていく志の涵養の重要性、また、中学校期においては、科学技術の発展と生命倫理との関係等の課題にも留意する。

7. 伝統文化・芸術や自然体験等を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実

- ① 生活の中に文化が息づく京都への文化庁移転の意義も踏まえ、伝統文化を生み出し、守ってきた人々の長い歴史と情熱、そのすぐれた知恵や技を受け継ぎ伝えることの大切さを理解するため、茶道や華道など、様々な伝統文化体験等の取組や古典の日にちなんだ活動を進める。また、日本の食文化が、地域の食材や四季の移ろい、節句や年中行事等実生活に根差していることや、自らも伝統と文化を受け継いでいく担い手であることを実感できる取組を充実させる。
- ② 芸術に関する教育においては、楽しさや美しさ、そのよさを味わう活動を充実させ、生涯にわたって芸術に主体的に関わっていく力や態度を育む。また、感性と知識・技能や生活体験とが相互に作用し合って、思考力、判断力、表現力を高めることを重視しながら、創造性と豊かな情操を培う。
- ③ 子どもが、乳幼児との触れ合いや、身近な動物・植物に親しみ、育てることなどの直接的・具体的体験を通じて命の温もりや尊さを感じたり、また、身近な自然に対して主体的に働きかけ、自然の偉大さと生命との関わりを感じ、考えたりすることを重視した取組を充実させる。
- ④ 自然体験活動や集団宿泊体験を通じて、自然の中で、これまで触れたことのないものにも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、生命や自然を尊重する心や他を思いやる優しさ、環境の保全に寄与する態度の育成を図る。³⁹

8. 発達支持的生徒指導の推進と規範意識の育成⁴⁰

- ① 日頃の授業はもとよりあいさつの励行、学習規律や基本的生活習慣の確立、児童会・生徒会活動、集団宿泊活動における指導等あらゆる教育活動を通して教員が発達支持的生徒指導を推進する。また、校則等の決まりについて「守らされているもの」という意識ではなく、法や時代に即したルール必要性を踏まえ、自らを律し行動できる取組を推進する。とりわけ、子どもの自主的な活動の企画・実施、関係機関と連携した薬物乱用防止教室及び非行防止教室等の実施により、お互いを尊重して社会生活を送るうえで必要な規範意識を育む。
- ② 問題行動に対しては「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底し、積極的に家庭に協力を求めるとともに、そうした行為に対して、子ども同士が自分の意見を安心して表現できる風土を醸成する。

³⁸京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」(小学校)・「心の旅」(中学校)、道徳教材・指導案集、考え、議論する道徳を目指して、特別の教科 道徳 評価について

³⁹長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～、花背山の家 2泊3日宿泊学習のしおり

⁴⁰情報モラル指導カリキュラム、京都市いじめの防止等取組指針、生徒指導ハンドブック、スマホ学習(携帯情報通信機器に関する学習)プログラム

- ③ インターネット上での誹謗中傷やいじめ、盗撮、情報流出、不用意な発信等により、他者を傷つけることや犯罪者となり得ること、性的被害等に遭う危険性、さらには、ゲーム等の長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題について、家庭等と連携しながら子どもが主体的にその解決方法を考え、行動できるよう指導する。現代社会がデジタル機器やインターネットを抜きにして成り立たないことを前提に、情報モラルの学習では、「インターネットの危険から子どもを守る」という啓発・安全教育に留まらず、それらを正しく使い、役立てるために必要な力を育む。

9. 多様性を理解する姿勢の涵養

- ① 全ての子どもが障害についての理解と認識を深め、互いを尊重し共に成長し合う教育を推進する。「交流及び共同学習」の実施にあたっては、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが目標を持って共同で学習する場等を意図的に設定するなど、計画的、組織的に推進する。
- ② 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」や「心のバリアフリー」等の趣旨も踏まえ、手話が言語であるとの理解や、点字、ユニバーサルデザイン等に関する学習を発達段階に応じて進める⁴¹。
- ③ 「世界文化自由都市宣言」や「京都市立学校外国人教育方針」及びその補足通知の下、民族や国籍の違いを越えて、文化・伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を子どもたちに培う活動を組織的、計画的かつ継続的に実施する。その際、京都で学ぶ留学生、地域に住む外国籍市民、海外在住経験者の協力や、海外の学校との交流を通して、日本のよさを自らの言葉や行動で伝えながら取り組むよう留意する。
- ④ 文化・宗教上の理由等で、服装・食事・更衣等生活面や、学校行事への参加等に配慮が必要な子どもについては、個別の事情に応じ、本人や家庭の意向を尊重した対応に努めるとともに、教職員や周りの子どもの文化理解と受容性の幅を広げる環境づくりを図る。
- ⑤ 世界共通の文化であるスポーツに関する学習を通じて、多様性尊重の精神や他者と協働する大切さを学ぶとともに、その歴史や意義、理念等を踏まえ、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築や、国際的な視野を持って世界の平和に貢献することの大切さ、さらには、アンチ・ドーピング(ドーピング行為の防止に向けた活動)の視点等も踏まえたフェアプレイの精神などについて学ぶ。

- ⑥ LGBTQの悩みや困りを抱える子どもへの支援にあたっては、教職員自身が正しい知識を持ち、子どもが相談しやすい環境づくりや、個別の事案に応じて、子どもや保護者の心情等に配慮した組織的な対応を行うとともに、児童生徒に対しての人権意識の醸成を図る。⁴²

10. 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり⁴³

- ① 全ての子どもが他の人のよさを見つけようと努め、互いに協力し合い、時には互いに指摘し合うなど絆を強めるとともに、自己肯定感、自己有用感等の自尊感情を高める中で、自分の力を学級全体のために役立てようとする風土を創りあげる学級経営を進める。また、一人一人の子どもの自己指導能力の獲得のために、あらゆる機会を捉え、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成」を意識した教育活動の推進を図る。
- ② 児童会・生徒会活動等、子どもの主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己実現につなげる指導を進める。
- ③ 自然の中での集団宿泊活動では、基本的な生活習慣や公衆道徳の経験を積むとともに、日常の環境から離れる中で、集団のルール・秩序を尊重しながら、自らの役割を認識して友達・仲間と協力し、よりよい生活環境を整えようと行動することを通して、自己存在感・自己有用感を涵養し、よりよい人間関係を形成し、他者と協働する力を育む。
- ④ 不登校状態の子どもへの支援のみならず、全ての子どもが生き生きと学び、友人関係を育むことができる魅力ある学校・学級づくりや心の居場所づくりに向け、子どもとの信頼関係をしっかりと築くとともに、学校が一体となって情報共有、共通理解、共通実践へと結びつく取組を進める。
- ⑤ いじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、自分の大切さとともに他者の大切さを認め人権意識を高める取組とともに、その解決の当事者として実践する機会を設ける取組の充実を図る。
- ⑥ 子どもの状況や学級実態を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携や、クラスマネジメントシートの積極的な活用、電話や SNS 等を活用した相談窓口の周知を積極的に進めるなど、多角的な視点を持って対応する。

⁴¹心をつなぐ手のことば手話で話そう!、手話ビデオ教材

⁴²~思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ~「LGBTQ について知っていますか?」

⁴³生徒指導の三機能チェックリスト、クラスマネジメントシート実施の手引、心の居場所づくりハンドブック、心の居場所づくりハンドブック 別冊~ICT を活用した居場所づくりに向け、こころとからだのアンケート、京都市いじめの防止等取組指針、長期宿泊自然体験「活動資料集」~野外活動から野外教育へ、花背山の家 2泊3日宿泊学習のしおり

1.1. 運動やスポーツの実践と体力の向上

- ① 運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が続く中、運動やスポーツに親しむ気運を高め、その楽しさや喜び、達成感・成就感等を味わい、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践することができるよう、体育学習や運動部活動はもとより、休み時間や放課後を活用した取組や外遊びなど、教育課程全体を通して、すべての子どもが楽しみながら運動に触れる機会を積極的に設ける。
- ② 体育学習や部活動の実施にあたっては、組織的・計画的な安全管理・健康管理を徹底する。また、部活動の運営にあたっては、文化部・運動部を問わず、各校種のガイドライン等に基づき、適切な休養日や活動時間を設け、安全で、より充実した活動となるよう学校全体で取組を進める。⁴⁴
- ③ 部活動の地域移行も念頭に、子どもが将来にわたり、それぞれの地域において多様なスポーツに継続して親しめる環境づくりのために、地域のスポーツクラブや民間団体(地元企業)、大学等との一層の連携や、地域への学校体育施設の積極的な開放を進めるとともに、近隣校との合同部活動の実施や拠点校方式への参画など、持続可能な体制確保も含めた部活動改革を行う。
- ④ 幼稚園期においては、様々な遊びの中で、興味、関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、十分に体を動かす爽快感を体験させ、自ら体を動かそうとする意欲を育てる。小学校期以降においては、学習したことを実生活において生かすことを重視し、自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けられるよう、校種間の接続及び発達の段階を意識した指導を行う。
- ⑤ 「令和5年度京都市新体力テスト」では、コロナ禍による生活環境の変化等の影響により、低下傾向であったテスト結果に改善の兆しが見られるが、依然として令和元年度の水準には戻っていない状況を踏まえ、各学校においては、子どもの体力や運動習慣等における特徴と課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、体力及び運動能力の維持向上に向けた特色ある取組を推進する。
- ⑥ 体を動かすことが、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現等を通じてコミュニケーション能力や論理的思考力を育むことにも資することを踏まえ、心と体を一体として捉えた指導を行うことにより、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

1.2. 保健教育の充実⁴⁵

- ① 学校における新しい生活様式を踏まえ、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成するため、発達の段階に応じて系統性のある指導ができるよう、指導内容の体系化を図る。
- ② 食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付けることが、心身の健やかな成長や健康の保持増進につながることを理解させ、「早寝・早起き・朝ごはん」等望ましい生活習慣を自ら実践する力を育てる取組を充実させ、保護者へ積極的に働きかける。
- ③ 新たな感染症をはじめとする病気やけがに対して、その原因や予防策を正しく理解し、リスクを自ら判断して行動をとることができるなど、自分自身の健康を保持・増進しようとする意識と実践的態度を育てる。
- ④ エイズや性感染症、望まない妊娠などの課題に対応するとともに、性暴力・性犯罪の当事者にならないため、発達段階を踏まえて、性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導を充実する。
- ⑤ 性に関する指導にあたっては、その内容や計画について学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら丁寧に進める。学習を実施する場合には、発達段階、指導の目的や内容、取扱いの方法等について十分に配慮して行う。

1.3. 飲酒・喫煙・薬物に関する指導⁴⁶

- ① 飲酒、喫煙、薬物、医薬品の過剰摂取等の有害性・危険性を正しく理解し、生涯にわたっての行動に結び付くよう、体育・保健体育、道徳科、特別活動等での関連した指導や薬物乱用防止教室の実施等を徹底する。
- ② SNS等を通じた違法薬物の売買や誤った情報の流布等により、若年層の大麻事案が増加している。こうした状況を踏まえ、違法薬物は「子ども一人一人の身近に迫っている」という強い危機意識を教職員・保護者・地域が共有し、学校組織全体での計画的な薬物乱用防止教育を推進する。所持・譲渡等が違法行為であることはもとより、一回の使用が常習性を招き、自らの心、体、生命を脅かすだけでなく、家族や友人などの人生を狂わせてしまう深刻な事態に及ぶ危険性が大きいことを理解させ、薬物を勧められても子どもにその一線を越えさせない、薬物を拒絶する規範意識の向上を図る。

⁴⁴ 小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針、小学校部活動(運動部)運営の手引、京都市立小学校運動部活動等ガイドライン、京都市立中学校部活動ガイドライン、京都市立高等学校部活動ガイドライン

⁴⁵ 学校保健の手引、性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～、学校における「性に関する指導」<参考資料>

⁴⁶ 薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード

14. 安全教育の充実⁴⁷

- ① 生涯を通じて安全で活力のある生活を送るための基礎を培うために、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域について、学校安全計画に基づき、学校教育活動全体を通じて計画的に指導を行う。
- ② 子ども自身が学校や地域において危険を予測し、主体的に危険を回避する力及び適切に行動できる力を育成し、交通事故や水難事故、熱中症、転落事故等、日常生活の中の様々な危険から自分を守るための知識と判断力を身に付けることができるよう、計画的に安全教育の取組を推進する。
- ③ 交通事故の加害者にも被害者にもならないように、ヘルメットの着用も含めた交通ルールを遵守した安全な自転車の乗り方に関する指導を徹底する。また、事故を起こした場合のリスクや社会的責任、自転車利用者への自転車向け賠償責任保険の加入義務や必要性についての理解を図る。
- ④ 災害発生時の避難方法について確認するなど、校外活動時や登下校中、休日における災害発生に対しても適切に対応できるよう備える。特に海・山・河川等での野外活動については現地を見を十分に行い、安心・安全な活動が行えるように努める。
- ⑤ 危機管理マニュアルに基づく研修や訓練を地域とも連携して実施し、子どもの引き渡しの方法等、具体的な対応について検討し、各家庭とも共通理解を図っておく。
- ⑥ 学校・家庭・地域が連携した自転車安全教室や通学路の安全対策、犯罪や事故の抑止に向けた取組、防災・避難訓練等への子どもの参画を促進するなど、地域における人と人とのつながりを重視した取組を通して、「安心で安全なまちづくり」の担い手としての自覚を高める。
- ⑦ 災害や学校内外での事件・事故など緊急時を想定した対応訓練については、各学校園の実態や規模に応じて、時期や内容を工夫したり、関係機関と連携を図ったりしながら計画的に行えるようにする。

15. 食に関する指導の推進⁴⁸

- ① 食生活調査の結果も活用しながら、子どもの食生活の実情に配慮するとともに、学校における新しい生活様式を踏まえ、和やかな雰囲気の中で、みんなと一緒に食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちを育てる。
- ② 生涯にわたる心身の健康の保持増進を目指し、中学校での全員制中学校給食の実施も見据え、小中連携の下、栄養教諭や食教育主任等を中心に、給食を生きた教材として活用しつつ、各教科の授業等においても食に関する指導の充実を図り、学校教育活動全体を通じて望ましい食習慣を育むとともに、心と身体の健康のために、何をどのように食べれば良いかを選ぶ力(食選力)や、食に関わる人々と食物への感謝の心を育てる。
- ③ 和食文化をはじめ、家庭・地域、学識経験者、専門家等と連携した伝統的食文化の継承や「地産地消(知産知消)」、食品ロスなどの環境問題といったSDGsを意識した取組を推進するなど、各小・中・小中学校の特色ある取組を推進することにより、食育の充実を図る。
- ④ 食物アレルギーのある子どもの学校生活を安心安全なものにするため、全ての教職員が食物アレルギー・アナフィラキシーに対する正しい知識に基づいた適切な対応がとれるよう、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」等による研修の機会を充実させる。また、保護者との連携を密にしながら、校内組織の整備と関係機関との連携を進める。

⁴⁷学校安全の手引(小学校、中学校)、安全ノート(1・2年指導用、3・4年指導用、5・6年指導用、中学校教師用)、京都市立学校防災マニュアル作成指針

⁴⁸リーフレット「規則正しい食生活で未来を切り拓こう!」、日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集、小学校給食の手引き、京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引、小学校給食衛生管理マニュアル、「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」令和元年度「中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査」、食育×各教科 生活とつながる 知識がつながる 教科等がつながる

関連資料等一覧

「学校教育の重点」の記載内容に関連する主な資料等をまとめました。学校指導課ホームページ(イントラネット)から資料を閲覧できますので、御活用ください。(一部インターネット上では閲覧できない資料もあります。)

掲載頁	No	資料等の名称
		教育課程指導計画(京都市スタンダード)
		京都市立幼稚園教育課程編成要領・京都市立小学校教育課程編成要領・京都市立中学校教育課程編成要領
		京都市立高等学校教育課程編成要領
		京都市立総合支援学校教育課程編成要領
		京都市立小学校・中学校・小中学校育成学級教育課程編成の手引き(令和2年度版)
		京都市環境教育スタンダード・ガイドライン
		《学校における》人権教育をすすめるにあたって
2	1	HANA モデル
2	2	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
2	3	デジタル・シティズンシップ教育の手引
2	4	京都市防災教育スタンダード
2・19	4・47	京都市立学校防災マニュアル作成指針
3・17	5・42	～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQ について知っていますか？」
3	6	授業・学級・学校づくりのユニバーサルデザインチェック表(小学校)(中学校)
3	6	「困りのある」生徒への具体的支援ヒントブック
3	7	多機関・多職種連携によるヤングケアラーの支援マニュアル及び学校関係概要版
3・17	8・43	心の居場所づくりハンドブック
3・17	8・43	心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICT を活用した居場所づくりに向けて～
3・17	8・43	こことからだのアンケート
3	9	障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
3	10	長期入院療養中の高校生の学習継続に関するガイドブック
3	11	日本語指導の手引「特別の教育課程」による日本語指導がスタートしました！
3	11	「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順
3	11	日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集
3	11	「外国にルーツをもつ子どもたち(日本語指導が必要な子どもたち)の教育」に関する、校内研修の進め方例・研修内容例
3	11	日本語を母語としない保護者のための「小学校生活スタートガイド」
4	12	京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針
4	12	京都市教員等の資質の向上に関する指標
4	12	京都市 OJT 実践ガイドライン
4	12	KYOTO×教育DXビジョン
5	13	京都市はぐくみ憲章「行動指針」
5	14	京都市学校評価ガイドライン[第3版]
5	15	カリキュラム・マネジメント
5	16	子どもを共に育む「親支援」プログラム
5	17	放課後まなび教室のねらいと充実に向けて
6	18	「保幼小接続の推進」リーフレット、「保幼小連携・接続」パンフレット、スタートカリキュラムの手引き
6	19	京都市小中一貫教育ガイドライン(試案)
6	20	京都市立高等学校スクール・ミッション
6	21	生き方探究パスポート活用・指導の手引
6	21	京都市生き方探究(キャリア)教育スタンダード
6	21	「生き方探究・チャレンジ体験」の手引
6	21	「生き方探究教育」教材・プログラム
6	21	「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集
6	21	京都モノづくりものがたり ビジュアル版、漫画 京都モノづくり列伝
6	21	京都モノづくりの殿堂デジタル版
6	21	「わくわく WORK LAND」指導資料集
6	21	「ジョイ JOB LAND」指導資料集
6	21	「自分らしい生き方を探究するための進路選択にむけて」リーフレット
6	21	自己肯定感を高めるキャリア教育
6	21	生徒自身が成長を実感するキャリア教育
6・15	22・37	発達の特徴等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド(第2版)
6	23	「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談～」リーフレット
6	23	「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育(はぐくみ)支援センター」リーフレット
6	23	知ってほしい！「高校通級特別支援チーム」リーフレット
6	23	京都市高校生サポート

掲載頁	No	資料等の名称
6	23	就学支援シート
6	23	動画「京都市の就学相談」
6	23	障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために
7	24	子ども・子育てに関する情報・相談窓口
7	25	はぐくも KYOTO
9・14	26・31	未来につながる力を育む京都市立幼稚園
9	26	幼稚園版家庭教育の手引き「家庭と園で育もう」
9	27	読書ノート「親子で絵本！」
9	28	幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引書(初版)
10	29	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】
10	29	算数科における 課題を選択し自立的に学び合う授業の提案、生徒が主体的に学びを進め、考えを広げ深める数学の授業、学が意味を実感できる社会科を目指して、学びに向かう力を育む外国語教育の一方策
10	30	自学自習のすすめ
10	30	家庭学習と授業の相互で目指す 学習を自己調整する力の育成
14	32	子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス
14	33	京都市理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書、令和3年度 いきいき理科実践事例報告書
14	34	読書ノート・学校図書館活用ノート
14	34	第4次京都市子ども読書活動推進計画
14	34	ブックリスト「本のもり」
14	35	京都市小学校プログラミング教育スタンダード
14	35	プログラミング的思考を活用するようになるポイント3！！
14	35	情報活用能力アドバイスシート
15	36	政治的教養を育む教育を進めるにあたって
15	37	授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用
15	37	ひらがな聞き取りテスト
16	38	京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」(小学校)、京都市道徳指導資料集「心の旅」(中学校)
16	38	道徳教材・指導案集－京都ゆかりの教材を用いて－
16	38	考え、議論する道徳を目指して
16	38	特別の教科 道徳 評価について
16・17	39・43	長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～
16・17	39・43	花背山の家 2泊3日宿泊学習のしおり
16・17	40	情報モラル指導カリキュラム
16・17	40・43	京都市いじめの防止等取組指針
16	40	生徒指導ハンドブック
16	40	スマホ学習(携帯情報通信機器に関する学習)プログラム
17	41	心をつなぐ手のことば手話で話そう！
17	41	手話ビデオ教材
17	43	生徒指導の三機能チェックリスト
17	43	クラスマネジメントシート実施の手引
18	44	小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針
18	44	小学校部活動(運動部)運営の手引
18	44	京都市立小学校運動部活動等ガイドライン
18	44	京都市立中学校部活動ガイドライン
18	44	京都市立高等学校部活動ガイドライン
18	45	学校保健の手引
18	45	性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～
18	45	学校における「性に関する指導」<参考資料>
18	46	薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード
19	47	学校安全の手引(小学校、中学校)
19	47	安全ノート(1・2年指導用、3・4年指導用、5・6年指導用、中学校教師用)
19	48	リーフレット「規則正しい食生活で未来を切り拓こう！」
19	48	日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集
19	48	小学校給食の手引き
19	48	京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引
19	48	小学校給食衛生管理マニュアル
19	48	「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」
19	48	令和元年度「中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査」
19	48	食育×各教科 生活とつながる 知識がつながる 教科等がつながる

メモ



全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う



全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、並びに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



誰ひとり取り残さない

京都市教育委員会は教育を通じてSDGs 17の目標の達成に取り組んでいきます

京都市はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～



わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆^{きずな}を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

1925
平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定
3月13日京都市会が憲章推進を決議

京都市教育委員会 指導部 学校指導課

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595-3 大同生命京都ビル

TEL 075-222-3851